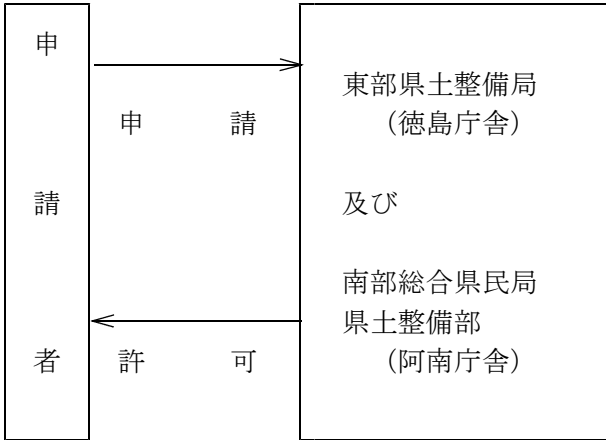


法令名	徳島県都市公園条例 (昭和33. 7. 8. 徳島県条例第20号 改正 平成31. 3. 27. 徳島県条例第23号)
規制の趣旨	この条例は、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の管理につき必要な事項を定めることを目的とする。(第1条)
行為の禁止	<p>都市公園においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、条例第4条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。 二 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。 三 土地の形質を変更すること。 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 五 立入禁止区域に立ち入ること。 六 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
行為の制限	<p>都市公園において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 二 業として写真又は映画を撮影すること。 三 興行を行うこと。 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
許可の手續	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[東部県土整備局 (徳島庁舎) 及び 南部総合県民局 県土整備部 (阿南庁舎)] B -- 許可 --> A </pre>
照会先	県土整備部都市計画課 (088-621-2568)